



一般社団法人 日本音楽出版社協会
Music Publishers Association of Japan

MPA GUIDE

MPA JAPAN

激動の時代を楽しもう！

一般社団法人 日本音楽出版社協会 会長 桑波田景信

「デジタル化の波を諸に受けている音楽業界」といったフレーズには皆様も食傷気味だと思いますが、かく言う私もビジネス面でそういった状況を実感しつつも、デジタルをネガティブに捉えるだけではなく、逆にこの状況を楽しみながら次の一手を打っていくことが大事ではないかと思っています。2014年1月のMIDEM（国際音楽産業見本市）では、SONYのハイレゾ関連機器のブースが出展され盛況でしたが、個人的にもCDと同様にリマスターされたハイレゾ音源を楽しんでいます。Amazonの即日配達サービスや、タブレットで観た記事の音源を、その場ですぐにネットで検索してダウンロード出来る便利さ・簡便さは音楽ファンとしては歓迎すべき事です。が、「安い速い便利」なサービスが作家を守り育成する音楽出版社の本業からすれば、歓迎できない面があるのも事実です。

創立41年目を迎えた日本音楽出版社協会（MPA）の会長として、まず「デジタルタスクフォース」を新たに立ちあげましたが、現今使用者が権利者でもある、というケースがますます増えている時代に、音楽出版社が、権利者としてだけでなく使用者としての意識を持ちながら、クラウド時代のフェアな使用料率を策定するために、従来の音楽出版社とは異なる経験をお持ちの理事の方にも参加していただき、関連団体と考え方の摺り合わせから先ず始めて行きたいと考えています。

従来からの、著作権および著作隣接権存続期間延長、私的録音録画補償金制度の見直し、といった未解決の課題にも目を向けつつ、音楽を所有することとアクセスすることの概念が定まっていないクラウド時代に対応した制度をも、模索していく必要があるでしょう。

今期MPA理事のうち新しく6名の方が参加するという、変化の時期を迎えています。これから、理事の皆さん方と、この激変の時代を楽しみながら、会員の皆様と共に変革して参りたいと思います。皆様の積極的なご参加とご協力をお願い致します。

(2014年9月)



PROFILE

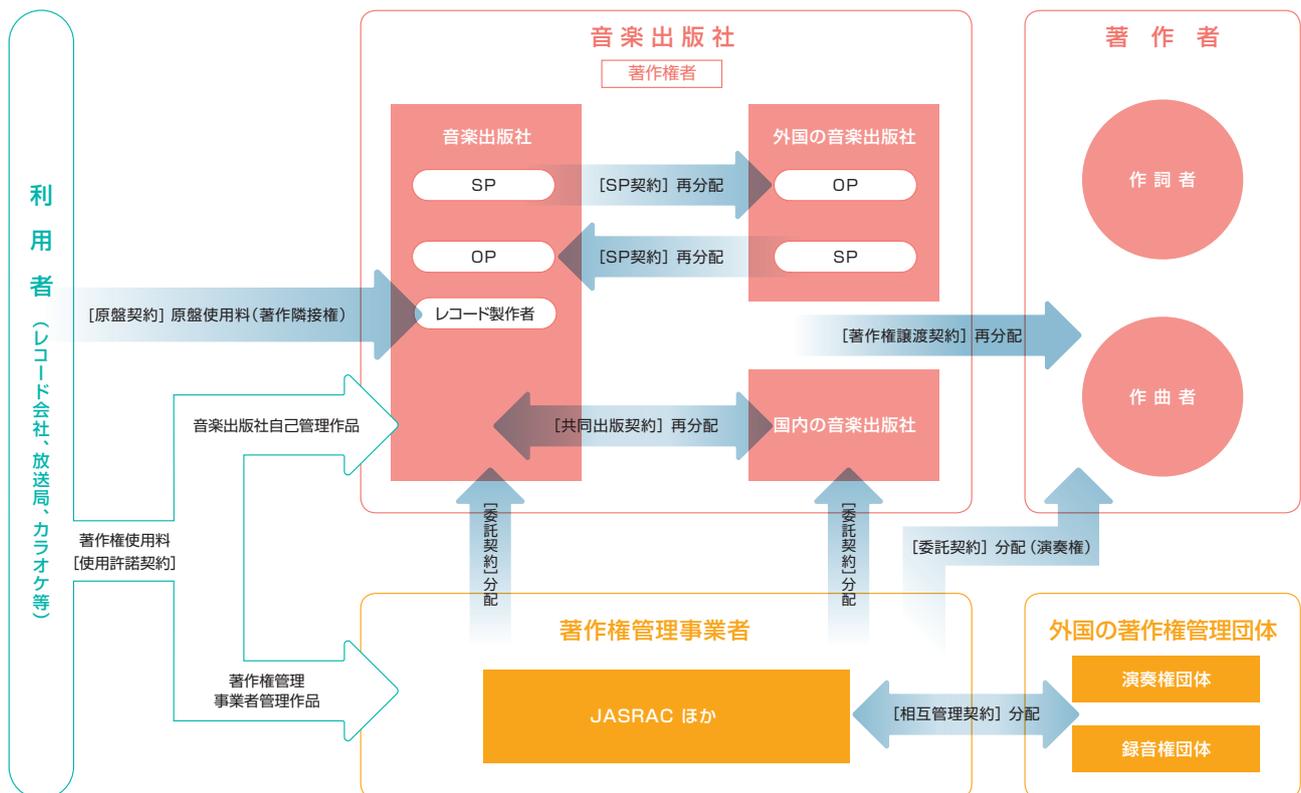
一般社団法人日本音楽出版社協会会長
株式会社日音代表取締役社長

1956年生まれ。東京外国語大学外国語学部ドイツ語学科卒業。1980年株式会社東京放送入社。編成局編成部編成課、ニューヨーク支局、制作局制作一部勤務の後、1999年株式会社日音出向。2002年同取締役。2004年同常務取締役。2005年同代表取締役社長。2010年社団法人音楽出版社協会理事、一般社団法人日本音楽著作権協会理事。2014年一般社団法人日本音楽出版社協会会長、一般社団法人私的録音補償金管理協会理事、一般財団法人音楽産業・文化振興財団副理事長。

音楽出版社とは？——「役割」篇

著作権ビジネスの中心——それが音楽出版社の役割

著作権使用料の流れ



著作権の円滑な利用を促進し 使用料の正しい徴収・分配を担う

音楽出版社の代表的な業務である著作権管理は、著作権契約書を作成し、著作権者(作詞者、作曲家)と契約を結ぶことから始まります。そして、著作権管理事業者に委託契約に従ってその内容を届け、著作権管理事業者から著作権使用料の分配を適正に受け、その使用料を著作権者、共同出版の相手の音楽出版社などに正確に分配します。外国曲の場合は、海外の音楽出版社(オリジナル・パブリッシャー=OP)に分配しますが、逆に海外で日本曲を管理してもらう場合は、現地の音楽出版社がサブ・パブリッシャー(SP)になります。

著作権使用料は、レコード会社、放送局、コンサート事業者、映画・映像製作者、出版社、カラオケ事業者、配信事業者などの著作物の利用者が、使用許諾契約を結ぶことで許諾を得て利用し、その対価として著作権管理事業者に支払います。著作権管理事業者が利用を許諾できるのは、著作権者から著作権管理業務を委託されているからです。著作権管理事業者は、著作権使用料を音楽出版社に分配します。これは音楽出版社が、著作権者と著作権譲渡契約を結び、著作権者となっているからです。音楽出版社は、著作権者というポジションから権利行使を行い、入り組んだ音楽著作権ビジネスの中心にあって、著作権の円滑な利用を促進し、その使用料が正しく徴収、分配されるよう働いているのです。

音楽出版社とは？——「歴史」篇

楽譜出版から始まり、現在は多様なメディア利用の時代

なぜ音楽「出版社」なのか？
音楽の楽しみ方の歴史とともに

音楽出版社は、なぜ「出版社」という名称なのでしょう？出版社といえば、雑誌や本のイメージが強いこともあり、一般的には実際の業務を想像しにくい、不思議な名称に感じられるかも知れません。

その名称の由来は、音楽出版社の草創期まで遡ります。18世紀、ベートーベンやモーツァルトが活躍した時代の作曲家は、貴族や王室から依頼を受けて交響曲や協奏曲を書き、作曲料を受け取っていました。完成した曲は、城内の演奏場や貴族の庭で披露されましたが、同じ曲を他の場所で演奏することもあります。その際に、作曲家からスコアとパート譜を預かり、貸し出すシステムができました。特に評判になった曲については、多数の楽譜が必要になり、当時の最新の複製メディアであった印刷技術を使って、楽譜を出版するビジネスが誕生しました。これが現在の音楽出版社のルーツであり、名称の由来なのです。

1791年にはフランスで著作権法が成立し、楽譜出版に著作権管理という概念が加わり、ビジネスとして近代化されていきます。さらには、1877年にエジソンが発明したレコードの登場によって、音楽の楽しみ方は一変しました。音楽を記録し、人々に伝えていくメディアが楽譜からレコードに進化したことが、音楽

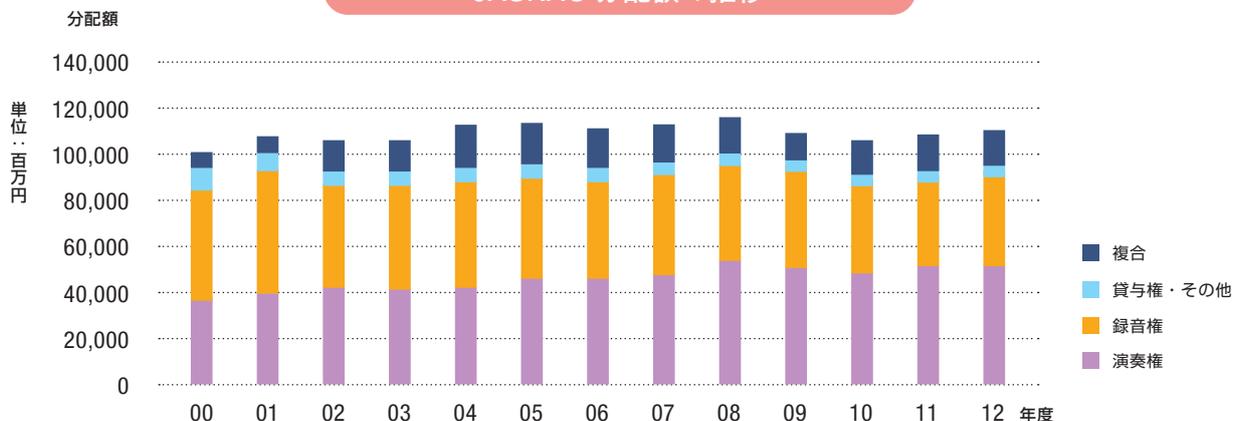
出版社の役割を大きく変えていったのです。

現在の音楽出版社には、楽曲とその著作権を管理することに加えて、開発業務も重要な意味を持っています。開発業務とは、音楽制作、プロモーション(楽曲のリリースに向けたレコード会社、アーティストに対するものから、宣伝媒体を使った販促、タイアップの獲得、海外への売込みなど)、既成楽曲の再開発、ソングライターの育成などを指します。

また、音楽出版社は開発業務の一環として、管理楽曲を市場に送り出すために、自ら投資して原盤を制作することがあります。原盤とは、レコード、CD、配信などの形で発売されることを前提に制作された「音源」(マスターテープ、ディスク)を指します。近年はデジタル化によってコストが下がってきたとはいえ、音源のレコーディングには一定の費用がかかりますから、原盤制作も複数の音楽出版社やプロダクション、レコード会社が共同で行う例が少なくありません。

音楽の楽しみ方の多様化とともに、曲作りも多岐にわたるようになりました。現在でも、多くの場合、新しい楽曲はレコード/CD化を目的に作られますが、放送番組や、映画、ゲーム、CMなどのために作られたり、二次利用されることもあります。レコードの生産額が減少する一方で、JASRAC(日本音楽著作権協会)からの著作権使用料分配額は、1,000億円を超え続けていることにも、それは端的に現れています。

JASRAC 分配額の推移



MPAの事業 1 国際事業

日本の音楽を世界に伝え、マーケットをつなぐ拠点

MIDEMへジャパン・スタンドを出展
MUSIC MATTERSにはオフィシャル参加

世界の国々には様々な音楽があり、それぞれが国境を越えて愛される可能性を秘めています。その第一歩となるのが、音楽に携わる人々が各国の著作権ルールを認め合い、グローバルな情報交換をする場を持つこと。音楽による国際交流の場として、中でも最も大きな開催規模を誇るのが、毎年、フランスのカンヌで行われているMIDEM (Marche Internationale Du Disque, De L' Edition Musicale et De La Musique / 国際音楽産業見本市)です。世界中の70を超える国から約3,000社、6,400人の音楽関係者が集まるこのMIDEMに、私達MPAは日本のポピュラー・ミュージックの情報を発信する拠点、ジャパン・スタンドを1992年より出展しています。2005年からはJETRO (日本貿易振興機構)との共催でより大規模な出展となり、世界中の音楽マーケットへアクセスしやすくなるよう務めています。

MIDEMに限らず、Japan Expo (パリ)、SXSW (オースティン)などの国際音楽交流の場にも参加。2010年からは、近年のアジア諸国の経済成長を視野に入れ、MUSIC MATTERS (香港、のちシンガポール)にオフィシャル・スポンサーとして参加しています。

海外向けセミナー & ワークショップ
著作権保護と国際ビジネス交流

MIDEMやMUSIC MATTERSでは、日本の音楽産業の現状と可能性について、MPAのメンバーや国内外の音楽業界のキーパーソン達が語るセミナーも開催しています。さらには、ミュージシャンやクリエイターによるワークショップも行うなど、よりダイレクトに日本の音楽の魅力を伝えるとともに、日本の最新の情報を海外に提供しています。

音楽出版社の国際組織であるICMP (International Confederation of Music Publishers)には設立時から参加しており、アジアから唯一の理事に選出。NMPA (全米音楽出版社協会)とは、定期的に国際委員会や合同理事会を開催するなど、密接な関係にあります。韓国、台湾、香港なども交流を深め、東アジア地域での著作権保護の推進、音楽ビジネスの発展に協力しています。



2013年のMIDEM、ジャパン・スタンドで行われたセミナー「日本の音楽市場概要～あなたの知らない日本音楽市場、10のこと」。ユニークなクイズ形式で進行。



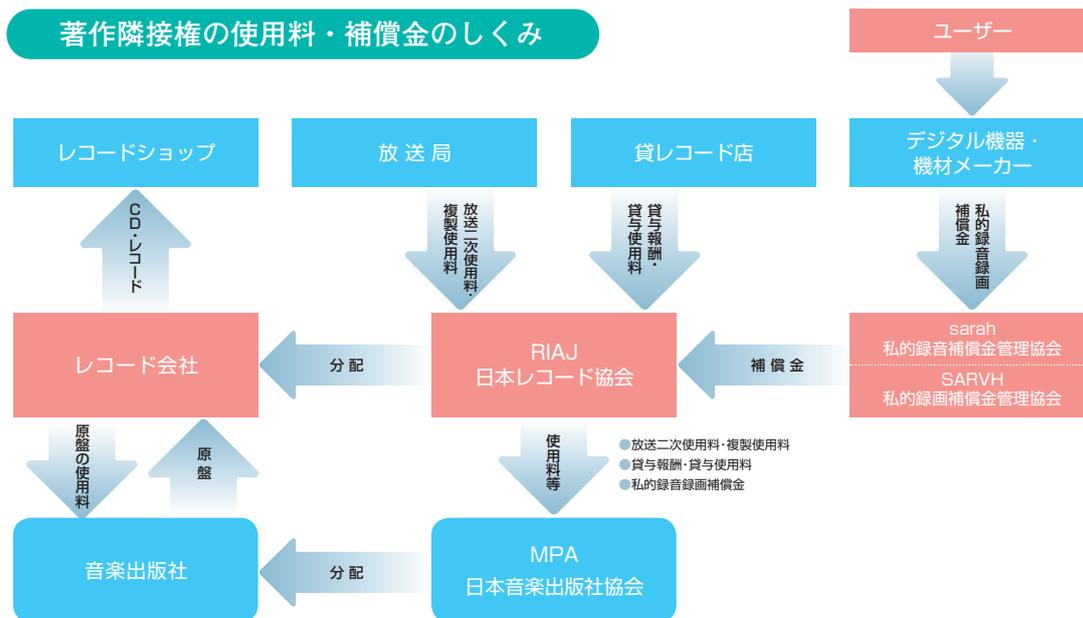
2013年のMIDEMではワークショップも開催。「Co-write & Song Pitching in Japan」と「Synchronization & Licensing in Japan」の二部構成。



2012年のMUSIC MATTERSで行われたセミナー「The J-POP Phenomenon」。スピーカーには世界的なギタリストで、J-POPにも精通したマーティ・フリードマン氏を迎えた。

MPAの事業2 分配事業

音楽の創造サイクルを生む著作権隣接権等使用料を分配



正確かつ迅速な分配の実現へ 原盤届オンラインシステム

著作権法に定められた権利には、著作権と並んで、著作物を広く伝達するために重要な役割を果たしている実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者らを保護するための著作権隣接権があります。MPAの会員である音楽出版社の多くは原盤制作も行っているため、レコード製作者として次の著作権隣接権使用料等を受け取る権利を持っています。

1. レコードが複製販売される場合の「原盤使用料」
2. 放送や有線放送で使用される場合の「二次使用料・複製使用料」
3. 貸レコード店で貸し出される場合の「貸与報酬・貸与使用料」
4. デジタル機器・記録媒体による私的録音録画についての「私的録音録画補償金」

以上のうち、1989年から分配を開始した貸与報酬(貸与使用料を含む)、放送二次使用料(一定範囲の複製使用料を含む)、私的録音録画補償金については、文化庁長官の指定団体であるRIAJ(日本レコード協会)からMPAが一括して受領し、会員に分配しています。

またMPAでは、この分配を正確かつ迅速に、しかも会員の負担を少なく行うため、原盤届オンラインシステムを開発、2001年10月から運用を開始しました。インターネットを通じて原盤保有率を登録するこのシステムにより、分配事業の効率化が進められています。

原盤届オンラインシステム

MPA JAPAN

ログインID (会員番号)

(ユーザーID)

パスワード

ログイン 終了

Only For MPA Members
このページはMPA会員専用となっております。

MPAの事業3 ビジネス情報事業

MPAに集まる情報は会員共有の財産。人材育成に活用

基礎的な知識から実践的なスキルまで
総合的に学ぶ音楽著作権管理者養成講座

300社に及ぶ音楽出版社によって構成され、40年の歴史を持つMPAには、音楽著作権に関するあらゆる情報が集まっています。MPAでは、そういった情報・知識を会員に対して体系的に提供する場を設けることで、各社の人材育成に役立てていただいています。

その中でも音楽著作権管理者養成講座は、音楽出版社の実務をはじめ、著作権法、著作権管理団体の業務、音楽ビジネスの枠組みなど、音楽著作権ビジネスを総合的に学ぶことのできる数少ない場として高い評価を受けています。

講師として登壇いただくのは、音楽著作権のエキスパートであり、ビジネスの最前線で活躍する皆様。使用しているテキストは、著作権管理事業だけでなく、音楽とソフトビジネス全般が網羅された上、豊富な資料も収録した音楽著作権管理者の「バイブル」とも呼ぶべきもので、日々の業務にも実践的に役立てることができます。また、全講座終了後には修了試験も行われ、知識の習得レベルをチェック、テキストで復習をすることも可能です。

1991年の開講以来、すでに3,000人を越す受講者が50時間に及ぶ課程を修了。その多くが音楽業界を担う人材として活躍しています。



2013年度音楽著作権管理者養成講座。熱心な受講者の方々が毎年、会場は満員になります。テキストは受講者それぞれがカスタマイズできるように加除式を採用。

より専門的に、最新のビジネス情報を
MPAビジネス・セミナー／勉強会

音楽著作権管理者養成講座が音楽出版社の仕事幅広く、総合的に学べる場だとするならば、最新のテーマを取り上げて開催するMPAビジネス・セミナーは、より専門的な情報をタイムリーに提供するためのカリキュラムです。新しいメディアの登場、ビジネス・トレンドの予測、時代の流れに合わせたヒットの傾向などを取り上げ、毎回会場にはMPA会員社だけでなく、広く音楽業界の様々な業種の方にご来場いただいています。

勉強会「あの人に聞きたい」では、著作権ビジネスの歴史から現在の問題点までに精通した方をお招きし、貴重な体験談を通してビジネスの本質を学んでいきます。また、2008年より大阪で開催されるようになった関西地区著作権講座など、東海地区以西の会員を対象とするセミナーも実施しています。

さらにMPAでは、1995年以来、音楽出版・作家契約相談室を設けています。著作権ビジネスが健全な発展、成長を続けるための基盤となる、著作者と音楽出版社との信頼関係をより深めることを目的に、MPAに加盟する音楽出版社との現行著作権契約について疑問、あるいはご不明な点などについて、ご相談をお受けしています。



第41回MPAビジネス・セミナー「ネット時代にこうやって稼ぐ」。パネル・ディスカッションから講演会まで、セミナーの形式はテーマによってフレキシブルに。

MPAの事業4 著作権擁護・啓蒙事業

国際水準と音楽利用の現実に即した法整備をアピール

著作権等存続期間の国際水準化

著作権及び著作隣接権の存続期間は、EUやアメリカなど多くの国で70年になっており、主要国で50年にとどまっているのは日本、カナダ、中国など限られています。この事実は、世界第2位の音楽市場を有する日本において、欧米では存続期間内の著作物が無償で使用されているという評価を生み、一方で我が国の著作物が主要国で50年の期間を過ぎると保護されないという事態につながっています。

MPAでは、著作権等存続期間を70年へ延長し、一日も早く国際水準に並ぶ必要があると考えています。常日頃の国際交流を活かし、2011年には、ICMP(国際音楽出版社連合)を通じて欧州議会日本・EU定期首脳協議代表団議長のヨハネス・コーネリアス・ファン・バレン氏に期間延長への協力を要請する書簡を提出。NMPA(全米音楽出版社協会)には、アメリカにおけるロビーイングへの協力を要請しました。また、2012年には、駐日欧州連合代表部に保護期間延長へ協力を求める書簡を提出しています。



2009年3月30日付の朝日、読売新聞全国版に掲載された広告

国内でも、国会や関係省庁への陳情はもとより、JASRAC(日本音楽著作権協会)など16団体とともに「著作権問題を考える創作者団体協議会」を設立、存続期間延長を求める声明を発表するなど、あらゆる形で意見を述べてきました。広く一般に向けては2009年3月30日付の朝日、読売新聞全国版に広告を掲載。著作権等存続期間の70年への延長と、実態に即した私的録音録画補償金制度の実現をアピールしました。

私的録音録画補償金制度の抜本的改革

1992年、当時既に広く行われていた私的コピーが権利者に与える経済的な影響を是正する手段として「補償金制度」が導入されました。しかし現在は、制度導入後に広く利用されるようになったパソコン、携帯用デジタル音楽プレイヤー、携帯電話、カーナビなど、実際にコピーのために使用されている機器・媒体が補償金の対象になっておらず、制度の形骸化が急速に進んでいます。私達MPAは、権利者団体が団結した「Culture First-はじめに文化ありき-」に参加し、私的録音録画補償金制度の抜本的改革を訴えています。また、「デジタル私的録画問題に関する権利者会議」にも参加、「私的録音録画の補償は必要ない」という主旨の見解を発表したJEITA(電子情報技術産業協会)に対し、賛同団体とともに公開質問状を送付するなど、この制度の危機を強くアピールしています。

違法ダウンロード撲滅キャンペーン

2012年10月に違法ダウンロードが罰則化されましたが、コンテンツ流通においてもデジタルネットワークの果たす役割はますます広がっていくことを踏まえれば、違法行為は今後も増加していくことが予想されます。

MPAを含む音楽関係団体7団体で構成された「STOP!違法ダウンロード広報委員会」では、引き続き「STOP!違法ダウンロード」キャンペーンを展開していきます。このキャンペーンは、施行された改正著作権法のうち、いわゆる「私的違法ダウンロードの罰則化」に関する周知活動を目的としており、具体的には、WEBサイト広告などインターネットを通じた啓発活動の実施、各音楽フェスティバルでの啓発ツールの配布、全国図書館向け啓発ポスターの配布など、様々な取り組みを行っています。

MPAの事業5 広報事業

会員間をオーガナイズし、音楽関連団体と幅広くリンク

MPAと会員社、会員同士を結ぶメディア
音楽出版社のビジネス・ツール

MPAでは、会員名簿『MPA Members』や各種刊行物、ホームページなどを通して広報活動を行っています。ホームページでは、会員がビジネス・ツールとしても利用できるメンバーズエリアと広く一般へ向けて情報を公開するエリアと分け、コミュニケーションが取りやすいWEBサイトを目指しています。

また、各種イベント中には専用ページを設置するとともに、MIDEMやMUSIC MATTERSでMPAが主催した海外向けセミナーは、その内容を英語版と日本語版のPDFデータにまとめ、後日ホームページからダウンロードできるようにしています。

代表的な刊行物として挙げられるのは、2003年、創立30周年を記念して企画された『日本における音楽出版社の歩み MPAの三十年・インタビュー集』です。同書では、戦後の音楽出版ビジネスの草創期から活躍し、今日の隆盛を築いたMPAの主要メンバーにインタビュー。日本のポピュラー・ミュージックの可能性を切り拓いたパイオニアの方々の貴重な証言をまとめ、日本文化の資料として高い評価をいただきました。

時代と用途に合わせたスタンダード
著作権契約書の統一フォームを作成頒布

MPAは創立間もない時期から、音楽出版ビジネスの基本となる「著作権契約書」の統一フォームを作成し、この普及を通じて著作権保護の推進に努めてきました。その後、2001年10月の著作権等管理事業法の施行にあたって、著作者とも検討を重ねた新フォームを作成、さらに2005年4月には個人情報保護法に対応した内容に改訂し、現在はこの頒布を通じて著作権契約のスタンダードとなる形を提供しています。

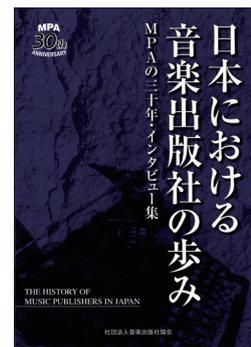
この他、「原盤供給契約書」及び「原盤使用許諾契約書」(2001年改訂)、「CM使用申請書」及び「承諾書」(既成曲用)などを頒布しています。



<http://www.mpaj.or.jp/>



MPA会員名簿『MPA Members』



『日本における音楽出版社の歩み MPAの三十年・インタビュー集』

音楽業界の発展と権利保護のために
関連団体とのネットワーク

MPAは、著作権者の団体としてはJASRAC(日本音楽著作権協会)、原盤制作者(レコード製作者)の団体としてはRIAJ(日本レコード協会)と特に密接な協力関係にあります。また、JAME(日本音楽事業者協会)、FMPJ(日本音楽制作者連盟)とは日本音楽団体協議会を結成し、共同して権利保護や情報発信にあたっています。この他、PROMIC(音楽産業・文化振興財団)、sarah(私的録音補償金管理協会)、SARVH(私的録音補償金管理協会)、CRIC(著作権情報センター)などに役員、委員を派遣するなど、様々な音楽関連団体とも協力関係を築いています。

MPAの歴史

- 1973** ■日本音楽出版社協会(NOSK)と全日本音楽出版社連盟(JAMP)が合同し、MPA設立(9月7日)。会員67社。初代理事長に浅香淳氏(音楽之友社)が就任
- 1974** ■『MPAレポート』創刊
■第1回ビジネス・セミナー開催、以後毎年開催
- 1975** ■MIDEM(国際音楽産業見本市/フランス・カンヌ)に研修ツアー派遣開始
■機関誌『MPA』創刊(2012年3月廃刊)
- 1976** ■「著作権契約書統一フォーム」を作成、頒布開始
- 1978** ■国際ポピュラー音楽出版社連盟(IFPMP)設立に参加、理事に選出される
- 1980** ■第2代理事長に草野昌一氏(シンコー・ミュージック)が就任
■文部省より社団法人認可(12月19日)
- 1982** ■「原盤供給契約書」を作成、頒布開始
- 1983** ■全米音楽出版社協会(NMPA)一行が来日、合同理事会等開催
- 1986** ■放送二次使用料及び貸与報酬に関する規程制定、1989年に貸与報酬の再分配開始
- 1989** ■日本音楽事業者協会、音楽制作者連盟と日本音楽団体協議会(音団協)を設立
- 1990** ■「Sub-Publishing Agreement」(英文SP契約書)作成、頒布開始
■私的録音録画問題対策協議会(録対協)結成に参加
- 1991** ■音楽著作権管理者養成講座開講
- 1992** ■MIDEMにジャパン・スタンド出展開始
■第3代理事長(1998年から会長に変更)に渡邊美佐氏(渡辺音楽出版)が就任
- 1995** ■「JASRAC本部移転に絡む諸問題とMPAの立場」を発表
■「CM使用承諾書(既成曲用)」を作成、頒布開始
■「阪神大震災被災者支援コンサート/March of the Music」を関係団体とともに開催
- 1996** ■MIDEMアジア(香港)にMPAスタンド出展
- 1997** ■私的録音録画補償金に関する規程及び私的録音補償金分配規程制定、1998年に私的録音補償金の再分配開始
- 1999** ■放送二次使用料の再分配開始
■ホームページ開設
■「著作権審議会権利の集中管理小委員会専門部会中間まとめ」に対する意見書を提出
- 2000** ■私的録画補償金分配規定制定
- 2001** ■MIDEMで国際音楽著作権ビジネス・セミナー開催開始
■原盤オンライン登録システム運用開始
■著作権等管理事業法施行、著作権契約書全面改定版頒布開始
- 2003** ■創立30周年記念インタビュー集『日本における音楽出版社の歩み』刊行
- 2004** ■第4代会長に朝妻一郎氏(フジパシフィック音楽出版)が就任
- 2005** ■MIDEMで、初めてJETROと共催でジャパン・スタンドを出展し、ライブ・イベント「ジャパン・ナイト」(第1回)を開催
■国際音楽出版社連合(ICMP)理事に欧米以外から初めて選出される
■NMPAと国際委員会開催、以後毎年開催
- 2006** ■著作権問題を考える創作者団体協議会発足、「保護期間延長を求める共同声明」を発表
- 2008** ■権利者団体87団体が「Culture First - はじめに文化ありき -」活動開始
- 2009** ■ネットワーク音楽著作権連絡協議会(NMRC)と共同制作した携帯音楽配信向けの契約書等各種フォーマットの頒布開始
■MUSIC MATTERS(香港)に参加、ツアーを派遣。パネル「PLUG INTO JAPAN」開催
- 2010** ■第5代会長に谷口元氏(エイベックス・ミュージック・パブリッシング)が就任
■一般社団法人に移行、協会名を一般社団法人日本音楽出版社協会に改称(10月1日)
- 2011** ■MPA勉強会「あの人に聞きたい」開始
■「東日本大震災復興祭2011~こどもたちの未来のために~」を関係団体と開催
- 2012** ■違法ダウンロードへの罰則規定導入を含む著作権法改正案成立、施行
■TIMMで国際ビジネス・セミナーを開始
■私的録音補償金管理協会(SARVH)が補償金の支払を求めて東芝を提訴していた訴訟で、最高裁がSARVHの上告不受理を決定。SARVHの請求を棄却した知財高裁判決が確定
- 2013** ■ICMPアジアパシフィック地域会議を開催



一般社団法人
日本音楽出版社協会

〒107-0062 東京都港区南青山 2-31-8
Tel: 03-3403-9141 Fax: 03-3403-9140
<http://www.mpaj.or.jp/>